

森谷川流域浸水対策指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、香住区内の森谷川流域において、集中豪雨等による浸水被害が発生し、又はそのおそれがある区域（以下「指定区域」という。）について、雨水の流出を増大させる行為をしようとする者に対する指導の基準を定めることにより、浸水被害の防止を図り、もって町民の生命、身体又は財産を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発行為 主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。
- (2) 雨水調整施設 集中豪雨等の際に、雨水を一時的に貯留することにより、雨水の流出する量を調整する施設をいう。
- (3) 許容放流量 雨水調整施設から放流することのできる雨水の流出量をいう。

(指定区域)

第3条 指定区域は、別に定める。

(事前協議)

第4条 指定区域内の土地において、次に掲げる行為（以下「開発行為等」という。）をしようとする者（以下「事業者」という。）は、あらかじめ町長と協議（以下「事前協議」という。）をしなければならない。

- (1) 面積が500平方メートル以上の開発行為
- (2) 面積が500平方メートル未満の場合であっても、土地利用の状況から判断し、隣接する土地が一体として開発されるものと認められる場合で、それらの開発面積の合計が500平方メートル以上の開発行為
- (3) 前2号に掲げるもののほか、土地の舗装又は締め固め等により当該土地から流出する雨水の量を著しく増加させると認められる行為で、面積が500平方メートル以上のもの

2 前項に規定する事前協議は、雨水調整施設設置協議書（様式第1号）、雨水調整施設許容放流量計算書（様式第2号）その他町長が必要と認める書類を添付して行うものとする。

（意見調整）

第5条 事業者は、開発行為等により影響を及ぼされるおそれのある周辺の町民の関係者（以下「開発行為等に関する関係者」という。）と十分に調整をしなければならない。また、町長が必要と認める場合は、開発行為等に関する関係者との協議内容について、開発行為等に関する関係者との協議結果報告書（様式第3号）により、町長へ報告しなければならない。

（周辺町民への周知等）

第6条 事業者は、あらかじめ開発行為等を行う区域（以下「開発区域」という。）の所在する区等の区長等及び農会長に対し、事業の内容についての説明を行うとともに、事業計画の概要を記載した標識（様式第4号）を開発区域内に設置し、周辺町民等に対し、周知しなければならない。

2 前項に規定する標識は、第4条第1項の規定による事前協議が整った後速やかに設置するものとし、開発行為等の工事が終了するまで設置しなければならない。

3 事業者は、第1項に規定する周知の結果、周辺住民等から協議を求められた場合は、これに応じなければならない。

（雨水調整施設の設置）

第7条 事業者は、開発行為等を行う際には、開発区域から流出する雨水を適切に排水するために必要な雨水調整施設を開発区域内に設置し、原則として開発区域外の河川又は水路に接続しなければならない。

2 事業者は、雨水調整施設を設置する際には、雨水の放流先の河川又は水路の管理者と協議しなければならない。

3 事業者は、雨水調整施設の設置工事が完了したときは、工事が完了した日から5日以内に雨水調整施設工事完了届（様式第5号）を町長に提出し、町長の確認を受けなければならない。

4 事業者は、面積が500平方メートル未満の開発行為等を行う場合であっても、雨水調整施設を設置するように努めるものとする。

（雨水調整施設の許容放流量等）

第8条 雨水調整施設の許容放流量は、森谷川の流下能力に相当する流量とし、

- 1 平方キロメートル当たり毎秒4.2立方メートルを超えてはならない。
- 2 雨水調整施設の規模は、開発区域の面積1,000平方メートルにつき20立方メートル以上とする。
- 3 既設の雨水調整施設の管理者は、許容放流量が第1項に掲げる流量を超えないよう、雨水調整施設の改善に努めなければならない。

(雨水調整施設の管理者の責務)

第9条 雨水調整施設の管理者(以下「管理者」という。)は、雨水を放流する際には、放流先の河川又は水路の機能に支障を及ぼさないように努めなければならない。

- 2 管理者は、雨水調整施設を常に良好な状態において維持管理しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成19年3月1日から施行する。